

令和8年度

開成町LINE公式アカウントを基盤とした
住民向けポータル構築及び運用業務（債務）
公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月

開成町企画政策課

第1 プロポーザルの趣旨

本業務は、住民に対する情報発信、住民等からの電子申請及び申請に係る聞き取り等、電子上での町と住民との接触手段を、一般に電子上でのコミュニケーション手段として浸透しているLINEに集約することにより、住民・職員双方の利便性向上を図ることを目的とします。

事業者の選定にあたっては、価格のみでなく提供サービスの内容等を勘案し、総合的な見地から最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により提案を求め、契約の相手となる候補者を選定します。

第2 プロポーザル実施の概要

1 事務局（担当部署）

開成町企画政策課

住 所：〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地

T E L：0465-84-0312

F A X：0465-82-5234

E-mail：kikakuka@town.kaisei.kanagawa.jp

2 募集スケジュール（予定）

令和8年9月30日（水）公告・実施要領の掲載

令和8年10月15日（木）質問期限（申込者→町）

令和8年10月20日（火）質問回答期限

令和8年10月29日（木）参加申込期限

令和8年10月30日（金）

～令和8年11月18日（水）企画提案書等の審査

令和8年11月5日（木）企画提案書等に係る質問期限（委員会→申込者）

令和8年11月13日（金）質問回答期限

令和8年11月18日（水）最優秀提案者の決定

第3 業務の概要

1 業務名

令和8年度開成町LINE公式アカウントを基盤とした住民向けポータル構築及び運用業務（債務）

2 業務内容

開成町LINE公式アカウント上での住民との双方向コミュニケーション基盤の構築、保守及び運用支援。

※詳細は「令和8年度開成町LINE公式アカウントを基盤とした住民向けポータル構築及び運用業務（債務）仕様書」を参照

- 3 履行期間
契約締結日から 60 か月
- 4 見積限度額（消費税額及び地方消費税額を除く）
初期費用及び運用費用(60 か月)
19,800,000 円

第4 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、かながわ電子入札共同システム上において開成町の入札参加資格を持つ者又は次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の各法による手続き又は申立てがなされていないこと。
 - ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始
 - イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始
- (3) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等を有し、令和 6 年度以降に地方公共団体において同種業務の新規受託実績があること。

第5 参加申込み

「第 4 参加資格要件」を満たし、プロポーザルに参加する場合は、次の書類を添付し、町公式ホームページ（以下「町 HP」という。）のフォームから申請してください。各様式等の窓口での配布は行いません。

(URL <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/2738>)

掲載期間：令和 8 年 9 月 30 日（水）から令和 8 年 10 月 29 日（木）まで

1 添付書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	企画提案書	<第 1 号様式> ・提案内容について分かりやすい資料・カタログ等があれば添付すること。添付資料は日本工業規格 A 列 4 番の大きさとするこ と。
イ	見積書	<第 2 号様式> ・積算根拠が分かる資料（任意様式）を添付すること。

3 申請期限

令和8年10月29日（木）午後5時

4 質問及び回答

プロポーザル実施に関する質問及び回答は、次のとおりとします。

(1) 質問

町 HP のフォームから質問してください。

(URL <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/2738>)

(2) 質問期限

令和8年10月15日（木）午後5時

(3) 回答日

質問に対する回答は、令和8年10月20日（火）に町 HP に掲載します。

(4) その他

質問に対する回答は、本実施要領又は仕様書の追加又は修正とみなします。

5 参加申込みにあたっての注意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 公文書公開等の必要性から、提出書類の内容を公表する場合があります。

(3) 原則提出後の内容変更又は差し替えはできません。

6 辞退

参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年11月5日（木）午後5時までに町 HP のフォームから申請してください。

(URL <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/2738>)

第6 提案の審査等

1 審査体制

町が設置する「開成町LINE公式アカウントを基盤とした住民向けポータル構築業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、応募者から提案された内容を審査します。

2 事業者の決定方法

参加資格要件を満たした申込者の企画提案書を審査し、提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最優秀提案者を選定します。

3 審査方法

申込者から提出された企画提案書及び見積書による書類審査を行います。書類審査の過程で疑義等が生じた場合、必要に応じて質問書により申込者に質問します。審査の概要は次のとおりとします。

(1) 審査者 町職員

(2)主な審査項目

- ア 搭載機能
- イ 管理者画面の UI、フォーム及びリッチメニュー作成の職員の操作性
- ウ サポート体制（マニュアルの整備状況、障害対応等）
- エ その他本業務の運用に当たり優れた提案内容
- オ 見積額（初期経費及び運用経費）

4 無効となる企画提案書等

企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となります。

- (1) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの

5 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 実施要領に定める手続以外の手法により、審査員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) その他委員会が不適格と認めた場合

第7 事業者の決定方法

1 審査結果の通知等

町は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者（最優秀提案者1者）にその結果を通知します。また、結果については、後日、審査結果報告書を作成し、公表します（優先交渉権者以外の応募者名は公表しません。）。なお、審査結果に対する質問や異議には応じません。

2 優先交渉権者との交渉及び契約の締結

町と優先交渉権者は、当プロポーザルに基づく事業の実施に関する協議、調整を行い、契約を締結します。

契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、町は事業者と協議の上、変更できるものとします。

協議が不調となった場合は、次順位交渉権者と交渉するものとします。

3 その他

- (1) 審査委員会において審査の結果、ふさわしい提案がない場合は事業予定者なしとする場合があります。
- (2) 本プロポーザル審査は、予算成立前に行う準備行為を含むため、当該予算が否決された場合には、契約を行わない場合があります。